

議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の 選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書（案）

議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、広域行政を担う都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

さらに、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（第 15 条）を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることも重要な課題である。

よって、来年の通常国会において関係法律の改正を行い、選挙制度の見直しを含め地方議会議員の活動基盤を強化するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員について、都道府県議会議員については、広域行政を担うことなどの特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにすること。
- 2 地方議会議員の責務を法律上明らかにした上で、その責務を達成するための議員活動又は会派活動が可能となる、政務調査費制度の見直しを行うこと。
- 3 住民意思を正しく議会意思に反映させるとともに地域の振興を図るため、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（第 15 条）を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。
- 4 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿

京都府議会議長 林 田 洋

児童虐待の防止に向けた体制強化を求める意見書(案)

近年、児童虐待事件が全国で続発しており、深刻な社会問題となっている。

児童虐待から、子どもの生命と安全を守るためには、虐待の未然防止はもとより、早期発見・早期対応が何よりも必要である。そのためにも、最前線にある児童相談所をはじめとする行政機関の役割と責任は重大である。

平成20年4月には、児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法が施行され、児童の安全確認等のための立入調査や、保護者に対する面会・通信制限の強化といった措置が図られた。

しかしながら、児童虐待事案への適切な対応を徹底するためには、児童相談所機能の更なる強化・充実はもとより、国、県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となり、それぞれの分野で十分に協力し合い、迅速な対応を図ることが重要である。

ついては、国におかれては、尊い子どもの命を、一人でも多く救うことができるよう、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に向けた体制強化のため、次の事項に早急に取り組まれることを強く要望する。

- 1 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を一層推進するため、児童相談所の人員体制の強化や人材養成に要する財源措置を拡充すること。
- 2 身近な相談や通告の窓口である市町村における相談機能、虐待防止ネットワーク機能の強化に向けた職員配置の充実や人材養成に要する財源措置を拡充すること。
- 3 要保護児童が入所する児童養護施設等において、十分な専門的ケアが行えるよう、職員配置の充実や施設環境の改善に向けた財政支援を行うこと。
- 4 乳幼児期から就学に至るまで、継続かつ一貫した虐待対策が図れるよう、国、県、市町村、関係機関及び地域住民が福祉、保健、医療、教育、警察それぞれの分野で十分な連携を行うためのネットワークづくりを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
財務大臣	野	田	佳	彦	殿
文部科学大臣	高	木	義	明	殿
厚生労働大臣	細	川	律	夫	殿
国家公安委員長	岡	崎	トミ	子	殿
警察庁長官	安	藤	隆	春	殿

京都府議会議長 林 田 洋

取り調べの可視化の実現を求める意見書（案）

昨年、5月21日から裁判員制度が導入され、一般市民が公平・公正かつ法と証拠に基づき、その司法判断において国民感覚が反映されるようになることが期待されている。しかしながら、裁判員となった国民が、刑罰の判断を下す上においての心理的負担が大きくなっており、その要因を排除するためにも、一般の市民にとって分かりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもない。できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させる上で大切なこととなる。公正な取り調べが行われていることが、検証されることは重要なことであり、捜査官の違法な取り調べが行われ、暴行や利益誘導等による自白強要や虚偽自白によって、えん罪が発生することは断じて許されない。このような観点から、取り調べの可視化は不可欠なものであり、裁判において、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確に行われることが期待できる。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることと、被疑者取り調べの録画・録音による、いわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取り調べのあり方を見直すことが必要である。

よって、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
法務大臣	仙	谷	由	人	殿
国家公安委員長	岡	崎	トミ子		殿
警察庁長官	安	藤	隆	春	殿

京都府議会議長 林 田 洋

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）

政府は、子ども手当については、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、平成22年度は「暫定措置」として、地方負担を盛り込んだ。平成23年度以降の制度設計については地方の意見を踏まえ改めて検討するとしてきたが、地方との十分な協議もないままに、来年度以降も地方負担を求めるとの意向を示しており、このような事を継続されることは、断じて認めることはできない。

子育て支援事業は、本来、国の責任であり、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が負担すべきものである。

よって、国におかれては、来年度の子ども手当について、全額を国庫負担されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光 一 郎 殿
内閣官房長官	仙 谷 由 人 殿

京都府議会議長 林 田 洋

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）

子ども手当については、政府は、政権発足以来、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明し、地方負担を前提とした平成 22 年度の子ども手当と児童手当を併給する方式は、あくまで暫定措置であり、平成 23 年度以降の制度設計については、地方の意見を踏まえ改めて検討することとされてきた。

また、原口一博前総務大臣は、国会答弁等で、地方負担については、平成 23 年度以降は継続しないことを明言していたところである。

しかるに、現政権は、地方との十分な協議もないままに、来年度以降も地方負担を求める意向を示しており、このことは、断じて許し難いものである。

そもそも、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきものである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国において全額を対応すべきものである。

よって、国におかれては、全額国庫負担を原則とする制度設計が構築できないのであれば、子ども手当を廃止することとし、仮に、制度を存続する場合においても、導入前からの方針どおり、全額国庫負担で対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光 一 郎 殿
内閣官房長官	仙 谷 由 人 殿

京都府議会議長 林 田 洋

日ロ領土問題に関して本格的な交渉に踏み出すことを求める意見書（案）

ロシアのメドведеフ大統領は、11月1日、旧ソ連時代を含め同国最高指導者としては初めて、日本の歴史的領土である千島列島の国後島を訪問した。この訪問は、同国に不当に併合された千島列島の領有を固定化しようとするものであり、領土問題の公正な解決に反するものである。

日本とロシアの領土問題は、第2次世界大戦の終結時に、旧ソ連が「領土不拡大」という戦後処理の大原則を踏みにじって、日本の歴史的領土である千島列島の獲得を、対日参戦の条件としてアメリカ、イギリスなどに認めさせるとともに、国後、択捉から占守までの全千島列島を自国の領土に一方的に併合したことによって起こったものである。その際、旧ソ連は、北海道の一部である歯舞群島、色丹島までも占領した。

1951年に締結されたサンフランシスコ講和条約で、日本政府は千島列島にたいする「すべての権利、権原および請求権を放棄」するという重大な誤りを犯した。その後政府は、「国後、択捉は千島列島ではないから返還せよ」と主張し、歯舞、色丹とあわせて「四島返還」を要求しはじめたが、これは国際的に到底通用しない議論である。

日ロ領土問題の解決のためには、こうした歴代自民党政権の誤った方針を乗り越え、サンフランシスコ講和条約の千島放棄条項を不動の前提とせず、全千島列島の返還と、北海道の一部である歯舞群島、色丹島の即時返還を求める日本の立場を明確にした国際交渉が求められている。

よって、国におかれては、第2次大戦の戦後処理の不公正を正すという立場に立って、歴史的事実と国際的道理にたった本格的な領土交渉に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	西岡武夫 殿
内閣総理大臣	菅直人 殿
外務大臣	前原誠司 殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎 殿
沖縄及び北方対策担当大臣	馬淵澄夫 殿
内閣官房長官	仙谷由人 殿

北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書（案）

去る11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が、わが国固有の領土である北方四島の一つである国後島を訪問した。

北方領土は、歴史的にも国際法上もわが国固有の領土であることは明白であり、ロシアも1993年の「東京宣言」において、「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との交渉指針を確認している。

ロシア国家元首の北方領土訪問は、旧ソ連時代を含め今回が初めてのことであり、これまでの日露両国間の合意を明らかに無視し、ロシアによる北方四島の不法占拠を既成事実化しようとするものである。

また、今回の訪問の背景には、普天間飛行場移設問題や、中国人船長釈放問題など、民主党政権がもたらした外交史上例を見ない失態にあることは明白であり、更なる外交上の失態は、わが国及びアジア太平洋地域の安全保障、経済発展にも重大な影響を与える。

よって、国におかれては、ロシアに対し、毅然たる外交姿勢により、今回の大統領の北方領土訪問を厳重に抗議するとともに、北方領土問題の早期解決のため、早急に外交戦略の立て直しを図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
外務大臣	前 原 誠 司 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿
沖縄及び北方対策担当大臣	
	馬 淵 澄 夫 殿
内閣官房長官	仙 谷 由 人 殿

京都府議会議員 林 田 洋

旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書（案）

日本とアジア諸国との政治・経済・文化・学術に関する交流は、日を追うごとに活発になっている。今年 2010 年は、「韓国併合」条約から 100 年の節目にあたる年であり、友好関係を深めるためにも、日本の過去の侵略戦争、植民地支配の精算が求められている。しかし現実にはアジア各地で、植民地支配・戦争の傷が癒されない被害者が取り残されている。とりわけ旧日本軍「慰安婦」問題は、被害者の尊厳にもかかわる重大な人権問題として、その解決が焦眉の課題となっている。

日本政府は 1993 年、河野洋平官房長官談話で、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認め、「お詫びと反省の気持ち」を述べたが、それに基づく真剣な検討は、17 年を経過した今日でも、進展していない。

被害女性の方々は高齢に達し、無念の訃報も相次いでいる。日韓の弁護士会から、そしてアメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国、台湾の議会、および国連などの国際人権機関からも早期解決を求める勧告が出され、戦時の女性に対する人権侵害にどう対応するのか、日本政府の挙動に国際的な注目が集まっており、一日も早い解決が求められている。

よって、国におかれては、旧日本軍「慰安婦」問題の早期解決のため、下記の事項を実施するよう、強く求める。

- 1 旧日本軍「慰安婦」被害者に対し、閣議決定による公式な謝罪、名誉回復などの誠実な対応を急ぐこと。
- 2 旧日本軍「慰安婦」被害者に対し、損害賠償を行なうこと。
- 3 旧日本軍「慰安婦」問題の真相究明をさらに進めるとともに、人々の理解を深め、次世代に伝えるよう努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
外務大臣	前 原 誠 司 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

政府に対し「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）

旧日本軍によって「慰安婦」とされた多くの女性たちに誠実な謝罪と補償を行い、名誉と尊厳を回復することは、日本政府に課せられた責務である。

政府は、いわゆる「河野談話」や「アジア女性基金」などによる取り組みを重ねてきているが、被害女性自身に受け入れられるにいたらず、国際社会からの厳しい批判も止むことがない。

被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなど、人道上からも、政府による誠実な対応は今や急務である。

また戦後 65 年を経てもなおこの様な状況にあることは、国際社会における日本の信頼を貶め、著しく国益を損なうものと言わなくてはならない。

よって、国におかれては、「慰安婦」問題の早期解決を図るため、次の事項を誠実に実行するよう強く求める。

- 1 旧日本軍による「慰安婦」被害者に対し、国による謝罪と補償および名誉回復の措置を、誠実に急ぎ行うこと。
- 2 旧日本軍による「慰安婦」問題の真相解明を更に進め、人々の理解を深めるとともに、歴史の事実と教訓の次世代への継承に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 日

衆議院議長	長	横西	路岡	孝武	弘	殿
参議院議長	長	西	岡	武	夫	殿
内閣総務大臣	大	菅	山	直	人	殿
総務大臣	臣	片	原	善	博	殿
外務大臣	大	前	木	誠	司	殿
文部科学大臣	臣	高	川	義	明	殿
厚生労働大臣	大	細	葉	律	夫	殿
国家戦略担当大臣	臣	玄		光	郎	殿

朝鮮半島問題の平和的解決を求める意見書（案）

北朝鮮は11月23日、韓国の延坪島に対して砲撃をおこない、韓国軍との間で一時交戦状態となった。これにより、韓国軍兵士だけでなく、同島の民間人にまで死傷者が出て、住民1600人が緊急避難する事態となった。民間人が居住する島への無差別の砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する、無法な行為であり、断じて許されない。

いま、国際社会に求められるのは、北朝鮮の無法な軍事的挑発行動を厳しく批判するとともに、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的に解決する努力をつくすことである。

よって、国におかれては、朝鮮半島問題の平和的解決のため、北東アジアの平和と安定を目的にしている6カ国協議の緊急会合実現も含めた外交的イニシアチブを発揮するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
外務大臣	前 原 誠 司 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿
内閣官房長官	仙 谷 由 人 殿

京都府議会議長 林 田 洋

政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書(案)

去る11月23日、北朝鮮は、大韓民国の延坪島に対し、韓国軍基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも被害を及ぼす無差別とも言える卑劣な砲撃を行った。

本府議会は、北朝鮮のこのような暴挙を強く非難するとともに、核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的挑発行為の放棄と、拉致問題の早期全面解決を強く求めるものである。

今回の砲撃は、朝鮮戦争休戦以来、初めて韓国領土に対して行われた攻撃であり、このような軍事的挑発行為は、北東アジアの平和と安定にとって重大な影響を与えるばかりでなく、我が国の周辺事態にも発展しかねない重大事態である。

しかしながら、関係閣僚会議は、事態発生から6時間以上経過してから行われ、国防に関する重要事項・重大緊急事態への対処について審議する安全保障会議は、開催すらされなかった。

このような対応では、内閣に危機管理意識が欠如していると言わざるを得ない。

地方自治体は、周辺事態が発生すれば、周辺事態安全確保法に基づき、関係行政機関の求めに応じ、港湾・空港の使用等、適切な対応が必要となる。国家の危機管理は国と地方公共団体とが有機的に連携・協力してなされるものであり、その司令塔たる内閣は、常に危機意識を持って迅速に対応できる体制を整えておかなければならない。

よって、国におかれては、我が国の平和・安全・領土を守る上で、いささかも遺漏のないよう、万全の危機管理体制を早急に構築することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
外務大臣	前	原	誠	司	殿
防衛大臣	北	澤	俊	美	殿
国家公安委員長	岡	崎	トミ子		殿
内閣官房長官	仙	谷	由	人	殿

京都府議会議長 林 田 洋

中小企業支援と法人税減税に関する意見書（案）

円高とデフレ不況が進行する中で、多くの中小企業は、仕事の減少や下請け単価の相次ぐ切り下げなどによって採算ぎりぎりか赤字経営を余儀なくされるなど非常に厳しい状況となっている。大企業が海外生産にシフトを強める中で、倒産廃業や産業の空洞化も深刻さを増している。

こうした中で取るべき政府の経済対策は、国民の暮らしを直接温め、国民の購買力を引き上げるとともに、産業空洞化を防止し、下請け単価の一方的な切り下げの規制や予算の大幅増額をはかり、中小企業の経営を下支えし底上げしていく抜本的な支援策を講じることである。

ところが国の経済対策は、産業空洞化に何の歯止めもかけないばかりか、法人税の5%減税や証券取引優遇税制の延長を決めるなど大企業・大資産家を支援する対策が中心であり、中小企業には「緊急保証制度」の延長打ち切り決定など冷水を浴びせるものとなっている。これでは中小企業の苦境と景気悪化は一段と進むことになり、到底認められない。

いま大企業は、244兆円の内部留保を持ち、金余りの状況であるにもかかわらず、賃金引き上げや中小企業への下請け単価の引き上げ、雇用拡大に使おうとしておらず、社会的な批判も高まっている。こういう状況の中で法人税を減税しても、内部に蓄積されるだけで社会に還元されず、景気回復にも効果は期待できない。

よって、国におかれては、中小企業「緊急保証制度」の継続、下請け単価の切り下げ規制をおこない、中小企業予算の大幅増額など抜本的な支援策を講じるとともに、法人税の減税と証券取引優遇税制の延長はおこなわないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
経済産業大臣	大 畠 章 宏 殿
金融担当大臣	自 見 庄三郎 殿
経済財政政策担当大臣	海江田 万 里 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（案）

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7 - 9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことはなく、「政策の予見性」が欠如しているといわざるをえない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援が打ち切られることで資金に困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業に対する支援を進めることは、雇用促進にとっても重要である。このことから、年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目の無い対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国におかれては、次の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求める。

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
経済産業大臣	大 島 章 宏 殿
金融担当大臣	自 見 庄三郎 殿
経済財政政策担当大臣	海江田 万 里 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）への参加に反対する意見書(案)

政府はさる11月9日、「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）について関係国との協議を開始する「包括的経済連携に関する基本方針」を決定した。

TPPは、原則として、全ての品目の関税を撤廃する協定である。農水省の試算でも、米の生産量は90%減少、砂糖、小麦はほぼ壊滅、食糧自給率は40%から13%に急落するとしている。農業生産額は4兆1千億円減少、農業の持つ多面的機能も3.7兆円喪失、関連産業を含め7.9兆円のGDPが失われ、340万人の雇用が失われるとしている。

北海道をはじめ各県でも試算が行われているが、京都でもその影響は甚大である。特に、水田農業中心、中山間地域が大部分を占める京都中北部では地域農業は壊滅的被害を免れない。特産の京野菜、お茶をはじめ畜産等への影響も計り知れず、今日まで困難な中、営々と続けられてきた農家の努力は無に帰することとなる。

また、TPPは商品のほかにもサービスや知的財産、人の移動の自由化、投資の自由化など広い分野で自由化を進めるものであり、中小企業、地域経済、雇用への影響は大きい。

このようにTPPへの参加は、日本農業、地域農業を崩壊させるばかりか、食糧自給率の向上を求める国民の願いにも反し、農山村の存続、ひいては地域経済・地域社会、日本の将来を危うくするものであり、到底認められるものではない。いま求められていることは、食料主権と食料安全保障確立に向けて政策の転換をはかることである。

よって、国におかれては、TPP参加を前提とした関係国との協議を中止し、TPP参加を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
外務大臣	前 原 誠 司 殿
農林水産大臣	鹿 野 道 彦 殿
経済産業大臣	大 島 章 宏 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

我が国の農業振興に関する意見書(案)

農林水産業は、食料を安定的に供給する重要な機能に加え、水源のかん養、国土保全、農業の営みを通じて形成される美しい景観維持など、多面的な機能を有し、都市住民をはじめ、全ての国民がその恩恵を享受している。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷などにより、日本の農業や農村集落機能が崩壊する恐れも生じる非常に厳しい状況にある。

また、世界の穀物等の需給は、中長期的にひっ迫基調が見込まれ、我が国の食料安全保障上、食料自給率の向上は、急務の課題となっている。

一方、政府においては、去る11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）について、関係国との協議を開始するとの方針が出されたところである。

農業関係者からは、今回の決定は、これまでの政府方針を大きく踏み出すもので、農業と農村が大きな打撃を受け、我が国農業の将来への不安の声が上がっている。

資源が少ない我が国において、関係国との経済連携を検討することは重要であるが、その際、まずは、農業政策において、多様で豊かな地域の農業が、将来にわたって持続・発展できるような万全の措置を事前に講じることが、何よりも重要である。

よって、国におかれては、希望を持ち安心して農業に従事でき、食の安全・安定的な供給、食料自給率の向上、農林水産業・農山漁村の振興に対する実効ある具体策を、早急に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
外務大臣	前 原 誠 司 殿
農林水産大臣	鹿 野 道 彦 殿
経済産業大臣	大 島 章 宏 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

障害者の意見を反映した新たな総合的な障害者関連法制を求める意見書（案）

政府は、昨年9月に障害者自立支援法廃止の大きな世論に押され、重い負担と苦しみと尊厳を傷つける障害者自立支援法の廃止を明確に宣言した。

さらに本年1月には自立支援法の違憲性を訴えた訴訟団と国は、「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施する」ことを明記した「基本合意文書」を交わしたところである。

同時に、障害者当事者や家族、関係団体等から、2013年8月を待たずとも早急に対応を要する4つの課題として、「利用者負担の見直し」等が提案され、それらは政省令等で解決可能であるとの提案がされてきたところである。

ところが、そうした議論の最中にもかかわらず、菅内閣は、今国会に旧与党が立案した自立支援法改定案を、関係者への情報提供もなく上程し、審議抜きで強行・可決したことは極めて重大である。

この改定の最大の問題点は、「基本合意」では2013年8月までに自立支援法を廃止するとされているにもかかわらず、廃止を明記せず、自立支援法の延命の余地を残したことであり、さらに現行法には明文化されていない「家計の負担能力」と「1割自己負担」が明記され、「障害は自己責任、家族の責任」という現行法の本質がより鮮明になったことである。

よって、国におかれては、これまでの障害者自立支援法によって、尊厳を傷つけられた当事者の皆さんの痛恨の思いにこたえ、応益負担廃止など、国との「基本合意」と当事者も入った推進会議の議論を尊重した、新たな総合的な障害者関連法制とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
法務大臣	仙 谷 由 人 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書（案）

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等に立脚して、家族法を制定しなければならないと謳いながら、現行民法は、婚姻にあたり夫婦同姓を強制し、夫婦の姓を平等に尊重することができない制度となっている。

法制審議会は、1996年に民法改正要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度導入をはじめ、婚外子相続差別の廃止、婚姻最低年齢の男女差や女子のみの再婚禁止期間解消、短縮などを求めたにもかかわらず、14年の長きにわたり未だに実現をみていない。

国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し民法の差別的条項の撤廃をくり返し求め、2009年8月には最優先課題として民法改正を実施し、2年以内に報告を行うよう、厳しく勧告した。

よって、国におかれては、一刻も早く選択的夫婦別姓制度導入など民法の改正を実施するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
法務大臣	仙 谷 由 人 殿
男女共同参画担当大臣	岡 崎 トミ子 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

高浜原子力発電所3号機でのプルサーマル実施の中止を求める意見書（案）

関西電力は、高浜原発3号機でのプルサーマル実施に向け、原子炉にプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を装荷し、12月下旬にも原子炉を起動し発電をはじめ、来年1月下旬にも営業運転の再開を予定している。さらに来年度には4号機でもプルサーマルを計画している。これが実施されれば、プルサーマルは九州電力玄海原発などに続き国内4基目となり、関西電力では初めてとなる。

そもそもプルサーマルは、日本より先に利用をはじめた国々で重大な事故に直面するなど、技術的に未解決の問題が多く、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスが相次いで中止している。ところが政府は、国際的に批判されているにもかかわらず、国策として2015年度までに16～18基の原発で実施する計画をもち、推進し続けており、これまで以上に重大な事故や災害の危険をまねく可能性がある。しかも、燃料のプルトニウム自体が、非常に高い放射能をもち、核兵器に簡単に転用できる危険な物質である。

これまで、高浜原子力発電所では1999年にもMOX燃料を搬入したが、製造元の英国工場で燃料データ捏造が発覚し、さらに高浜原発自身が老朽化している等、住民的な納得もとうてい得られていないものである。

よって、国におかれては、高浜原子力発電所でのプルサーマルの実施は中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
経済産業大臣	大 畠 章 宏 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿
資源エネルギー庁長官	細 野 哲 弘 殿

京都府議会議長 林 田 洋

30人以下学級の早期実現を求める意見書（案）

いま、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育とそれを支える教育条件整備の重要性が増している。

ところが、日本は30年間40人学級編成のままとなっている。

アメリカでは小学校低学年で24人、イギリスは小学校低学年で30人、フィンランドは全学年で基本的に24人以下と、欧米では1学級30人以下が当たり前とされており、わが国でも文部科学省の意見募集で8割以上の方が望ましい学級規模を30人以下としている。

また、中央教育審議会分科会の提言は、都道府県独自の少人数学級の取り組みで「不登校の児童生徒の割合が低下し、学力調査の成績が向上した」と述べている。

こうした状況を受け、文部科学省は、2011年度から8年間で、公立小中学校の1学級の児童・生徒数の上限を、現行の40人から30～35人に引き下げる計画案を決定した。

ところが、政府は政策コンテストにおいてこの計画の判定をBとし、先送りしようとしていることは極めて遺憾である。

子どもの現状は、一刻も早く手厚い教育を必要としており、教員一人一人が子どもと向き合う時間を増やすために国の責任で少人数の学級編制に踏み出すことは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、30人以下学級が実施できる標準法の見直しをただちに行うとともに、そのための財政措置を講じられることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿
行政刷新担当大臣	蓮 舫 殿

京都府議会議長 林 田 洋

子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議（案）

子どもの病気は待ったなしであり、お金の心配なく病院にかかれるように制度の拡充をとの要望が高まり、本府は、この間「京都子育て支援医療費助成」を、入院は小学校卒業まで、通院は3歳未満（就学前までは3000円までの自己負担）に拡充してきた。

多くの市町村も、お金の心配なく病院にかかれるようにと、制度の拡充に努めている。

しかし、京都府の子どもの約半数を占める京都市においては、府の助成制度と同様の制度に留まっており、拡充を求める声が高まっている。

知事も本年4月、改善方針を打ち出し、市町村との検討会議も始まっている。

については、京都府においては、「京都子育て支援医療費助成」の通院費の助成を、一日も早く小学校卒業まで拡充することを強く求める。

以上、決議する。

平成22年12月 日

京都府議会

私学授業料減免制度の拡充に関する決議（案）

国民の世論を反映して、本年度より公立高校の授業料無償化が図られたが、私学については支援金の支給にとどまっており、なお大きな保護者負担が残っている。

こうしたことから、本府において、年収350万円程度未満の世帯については私学授業料を実質無償化する制度ができたが、学校負担を伴うものであり、授業料の減免を行えば行うほど私学経営を圧迫するものとなっている。

私立学校は公教育において大きな役割を果たしており、なお一層の振興がはかられるべきであるにもかかわらず、私学経営はこれまでにない厳しい状況を迎えている。

子どもたちの私学で学ぶ権利を保障し、さらに私学教育の一層の振興をはかるためにも、本府においては、減免にかかる学校負担をなくすとともに、府外の私学に通う生徒も対象にし、実質無償化の対象をせめて年収500万円以下の世帯にまで拡充すべきである。

以上、決議する。

平成22年12月 日

京都府議会